

## 飼い主のいない猫の不妊去勢事業実施要領

### 1 趣旨

近年、飼育者のいないいわゆる「飼い主不明猫」が放置され、繁殖増加することによって地域住民の生活環境の悪化や健全な動物愛護思想醸成の足かせになっていることが指摘されています。

このような粗悪環境で生息する猫を保護し、不妊・去勢施術等によって繁殖を制限するとともに従順化を促し、ひいては家庭猫としての引き受け手を探すことは、公衆衛生上のみならず動物愛護の観点からも大いに推進されるべきであると考えられます。

従って、「飼い主不明猫」を保護し、(公社)宮城県獣医師会(以下「獣医師会」)協力会員病院(以下「病院」)において不妊・去勢手術を実施した団体または個人に一定額を助成して、事業の推進を図ります。

### 2 助成金支出の条件

#### (1) 助成の対象

「飼い主不明猫」(仙台市を除く県内に生息するもの)を保護し、病院で不妊去勢手術を実施した動物愛護団体(以下「団体」という)または個人に対して助成する。

#### (2) 助成する金額

手術費(消費税及び地方消費税を含む)の2分の1以内の額とし、その額が次の額を超えるときは、それぞれ次の額とする。但し、100円未満は切り捨てとする。

不妊手術は1頭当たり12,000円、去勢手術は1頭当たり6,000円とする。

但し、当該年度の予算内とする。

なお、手術費には入院費や管理費等は含まないものとする。

#### (3) 助成する金額の負担額

本会の負担する金額は、不妊手術は1頭あたり4,000円、去勢手術は2,000円とする。

### 3 実施方法

#### (1) 概要

団体または個人は、飼い猫との誤認を避けるために地域への周知を図った上で保護し、病院に猫を搬入するとともに「飼い主不明猫に係る不妊・去勢施術依頼並びに助成金申請書」(別紙1上欄)を提出する。

依頼を受けた病院は、獣医師会の承諾(電話連絡で可)を得たうえで、不妊・去勢手術を実施し、終了後「不妊・去勢施術実施報告書」(別紙1下欄及び別紙2)に必要事項を記入して速やかに獣医師会に報告する(FAX可)。

#### (2) 手順

<「飼い主不明猫」の保護>

##### ① 地域住民への周知並びに「飼い主不明猫」の保護

「飼い主不明猫」の保護にあたる団体または個人は、その実施について町内会等を通じて地域住民に周知を図り、飼い猫との誤認を避ける。

##### ② 病院への猫の搬入並びに施術依頼

i) 団体または個人は、あらかじめ不妊・去勢手術を受けようとする病院に連絡のうえ、猫を搬入する。

ii) 「飼い主不明猫」に係る不妊・去勢施術依頼並びに助成金申請書(別紙1上欄、以下「申請書」という)を提出する。「申請書」はFAX後、郵送すること。

なお、申請する場合においては、近隣に在住する同一世帯でない2名以上の連名とする。

但し、宮城県に登録した譲渡対象者が申請する場合は、保健所担当者1名の署名でも代

替できる。

また、同一の個人または団体が一事業年度に受けられる助成頭数は、原則として、県内で活動する団体にあつては10頭まで、同じく個人にあつては5頭までとするが、前述の登録譲渡対象者はこの限りではない。

<手術の実施>

③ 獣医師会への連絡と承諾

施術依頼を受けた病院は、獣医師会事務局に電話連絡して予算内か否かを確認するとともに承諾を得る。なお、一病院あたりの受け入れ頭数を不妊・去勢手術合わせて実施期間中概ね30頭を上限とする。

④ 手術の実施

病院はリーダーを用いてマイクロチップが埋設されていないことを確認した後、手術を実施し、雄猫は右耳、雌猫は左耳の頂点を一辺5mm以上の長さを鉗圧して切除（V字カット）する。但し、申請者が、飼い主のいない猫を保護し、自らが飼い主となり、屋内飼育する場合に限り、この切除措置は免除できる。この場合、協力動物病院はマイクロチップの挿入について推進し、挿入することが望ましい。

⑤ 施術費用の支払い

団体または個人は施術に要した費用を病院の請求に応じて支払う。

⑥ 施術終了の報告

病院は施術が終了した旨を「不妊・去勢施術実施報告書」（別紙1下欄及び別紙2）にて速やかにFAXで獣医師会に報告する。

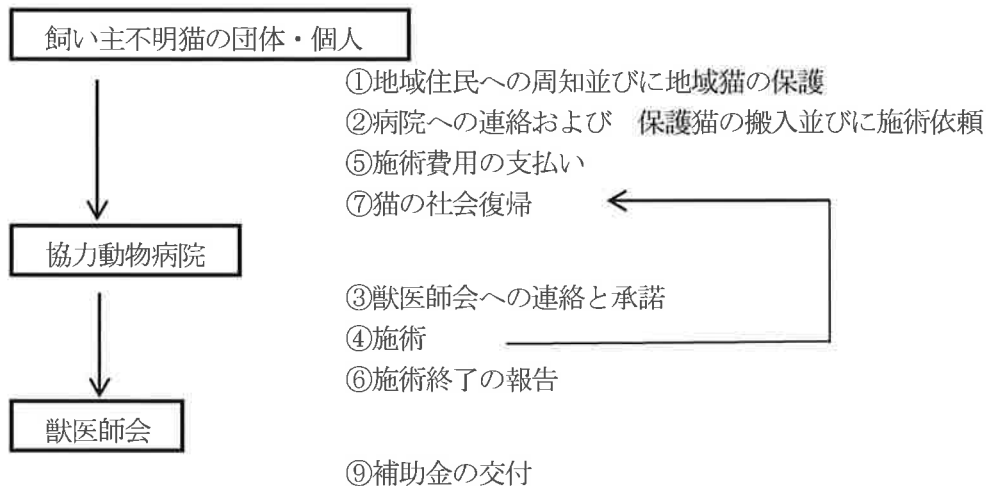
<猫の社会復帰>

⑦ 団体または個人は施術後に飼い主のいない猫を元の場所に戻すとともに里親を捜すか、自らが飼い主となり、猫の社会復帰を促進する。

<助成金の受け渡し>

⑧ 助成金の支出

獣医師会は施術実施確認のうえ、指定された口座に所定の助成金を振り込む。



(3) 助成期間

この事業における助成に係る猫の施術の期間は、6月1日から翌年2月末日までとする。

附則 この要領は、平成26年7月22日から適用する。

2. この要領は、平成29年4月1日から適用する。（一部改正）